

2026年2月18日

各 位

会 社 名 株式会社ANAPホールディングス
代表者名 代表取締役社長 川合 林太郎
(コード：3189・東証スタンダード)
問合せ先 取締役経営管理本部長 根岸 良直
電話番号 03-5772-2717

ガバナンス委員会設置のお知らせ

当社は、本日、取締役会の諮問機関として「ガバナンス委員会」（以下、「本委員会」という）の設置を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本委員会設置の目的

当社は、2025年12月1日付で関東財務局へ提出した2025年8月期（第34期）の内部統制報告書において、開示すべき不備があり、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載しております。当社の内部統制システム、コーポレートガバナンスの実効性を確保し、企業活動の持続的な向上を目的として、コーポレートガバナンスに知見のある社外取締役を中心とした取締役会の諮問機関である本委員会を設置することとしました。

2. 本委員会の役割

本委員会の役割は、（1）取締役会又は取締役会議長からの諮問に応じ、調査・審議の答申、（2）当社グループの内部統制、コンプライアンス及びリスク管理体制の有効性を継続的に監視し、取締役会に報告又は意見具申、（3）取締役及び執行役員の指名並びに報酬に関する事項について、取締役会に対して答申、（4）経営幹部の後継者計画（サクセッションプラン）の策定及び運用状況を監督、（5）重大な不正行為、法令違反その他の危機発生時において、事実関係の調査及び対応策の検討を行い、取締役会へ報告、等の機能を担うこととなります。

3. 当委員会の構成

本委員会は、当社社外取締役2名、経営管理本部長1名の3名で構成され、委員長は3名の互選により委員の中から選定します。

委員長及び委員は下記のとおりです。

委員長 根岸 良直（取締役経営管理本部長）

委員 浦山 周（独立社外取締役/弁護士）

委員 柚木 庸輔（独立社外取締役/公認会計士）

4. 本委員会の運営方法

本委員会は、原則として年4回（四半期毎）、定例として開催し、定例開催に加え、次の各号のいずれかに該当する場合には、委員長又は取締役会は本委員会の臨時開催を招集することができるものとします。

（1）取締役会からの要請があった場合

（2）委員長が必要と認めた場合

（3）委員の過半数から開催の請求があった場合

（4）重大な不正行為、法令違反その他の危機が発生した場合又はその恐れが認められた場合

5. 今後の対応

当社は、本委員会を中心として速やかに具体的な再発防止策を決定し、持続的なガバナンス体制を維持します。

当社は、グループ全社一丸となって株主、お取引先をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上